

# 令和7年度 木造化・木質化に活用可能な補助事業一覧

## 基本設計

### みやざき木の建築提案支援事業【担当者：杉本】

事業内容：施主が構造を検討している非住宅建築物の計画において、みやざき木造マイスターが木造と非木造の比較提案を行う費用を支援

対象施設：300m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物

補助率：基本設計費の1/2以内（上限100万円）

諸条件：提案する木造設計が木材使用量が規定値以上の設計であること  
（用途・規模によるが、0.20m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>が標準）

事業主体が木造マイスターまたは木造マイスターが所属する設計事務所であること



## 実施設計

### 非住宅木造設計支援事業【担当者：杉本】

事業内容：新築・増改築を行う中大規模木造建築物の実実施設計に係る経費を支援

対象施設：500m<sup>2</sup>以上の非住宅木造建築物

補助率：実施設計費の1/3以内（上限200万円）

※木造マイスターが設計者の場合は1/2以内

主な条件：設計施設の木材使用量が規定値以上であり、うち7割以上が県産材であること  
（用途・規模によるが、0.20m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>が標準）



## 工事

### 次代の建築廃材縮減促進事業【担当者：波越】

事業内容：空き家、空き店舗など既存建築物の木質化改修工事や市街地における非住宅木造建築物の新築・増改築工事を支援

#### ① 既存建築物改修支援

対象施設：築10年以上経過した建築物（非住宅・非木造でも可）

補助率：県産材木工事に係る経費の1/3以内（上限30万円）

※補助対象箇所における木材使用量が0.04m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以上の場合、上限80万円

主な条件：木材使用量が0.02m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以上であり、うち7割以上が県産材であること

#### ② 非住宅建築物木造化支援

対象施設：最寄り市町村庁舎からの直線距離が規定値以内の非住宅建築物（市の場合5km以内）

補助率：木工事に係る経費の1/3以内（上限1,000万円）

※木材利用に係る協定締結者による申請の場合、上限額なし

主な条件：木材使用量が規定値以上であり、うち7割以上が県産材であること  
（用途・規模によるが、0.20m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>が標準）

施設を使った県産材のPR活動を実施すること（構造見学会・完成見学会など）



### みやざき材活用施設設置支援事業（県内）【担当者：宮内】

事業内容：RP効果の高い施設における内外装木質化工事や木製調度品導入における県産材に係る材料費等を支援

対象施設：年間の施設利用者数等が2,500人以上見込まれる非住宅施設

補助率：県産材の材料費等の1/3以内

※木材利用に係る協定締結者による申請の場合、1/2以内

※施設利用者数等によって補助上限額が変動



問い合わせ先

宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室

電話：0985-26-7156

メール：miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp

※各事業担当者へ

気兼ねなくご相談ください！